

# 新潟いの健 ニュース

働くもののいのちと健康を守る  
新潟県センター

ホームページ  
リニューアルしました。

〒950-0088 新潟市中央区万代  
3-4-12 新潟地区労連内  
電話・FAX 025-247-3958  
相談ダイヤル080-4076-2234



## 新潟県立大学で 過労死防止啓発授業

### NHM職員過労死遺族

佐戸恵美子さんのお話を聞きました。

2021年6月25日に、新潟県立大学人間生活学部の「生活構造論」（1年生科目）のなかで、佐戸恵美子さんに、過労死の現場、遺族を過労死で亡くしたことについてお話いただきました（厚生労働省の「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」の一環）。Zoomを利用したオンラインでの実施で、履修者52名、その他学生3名、教職員2名の合計57名が参加しました。亡くなった未和さんと中学時代に交流があったという本学の教職員も参加しました。

「ふつうの暮らし、ふつうの働き方」の

「ふつう」とは何だろう

「生活構造論」の授業では、身近な生活問題、生活の構造について考えています。生活を支える「仕事」について、労働とは何かという基本的なところから、働くルールの意義などを取り上げています。授業のなかでは、ふつうの暮らし、ふつうの働き方など、「ふつう」とは何かということを考えています。そこから「ふつう」ではない状況、それに気づける視点が大事だと伝えています。学生たちは、佐戸さんの話をとても真剣に聞き入っていました。学生の感想を紹介します。

### お話を聞いた学生の感想

・未和さんの働いていた時間や環境、ベテラン記者よりも明らかに多い仕事量、亡くなった後の会社の対応などを聞き、こんなにひどい現実があったのかと思いました。深夜に帰宅し朝早く出社する働き方が常態化し、平日と休日の境目もなく、1ヶ月の半分以上も働いているという異常さに驚きました。みなし労働時間制が適用されていたとしても、実際の労働時間を個人任せにするのではなく、きちんと会社が責任を持って労働時間を把握、管理しなければならないと強く思いました。チームの中で唯一女性であり一番年下というのは常に気を遣いながら仕事をしなければいけなかったと思うし、仕事量が多かったとしてもそれぞれの担当の仕事をこなすというスタンスの中で、意見も何も言えない状況であったことはすご

く問題だと感じました。働く中でチームワークを持つこと、相談できる人がいることの大切さが分かりました。そして、未和さんが亡くなった後も、会社は誰も責任をとらない上に未和さんの自己責任にしてしまうなんてありえない対応だと感じました。人が1人亡くなっているというのにその事実を覆い隠そうとする会社の態度は絶対に許されないし、起こってしまった事実をもっと重く受け止めるべきだったと思います。授業の中でも出ましたが、実際に社会に出て働く前に労働時間の上限を知り、その時間を超えて労働

することはあってはならないという認識を持つことがすごく大事だと感じました。また、不当な労働時間や労働条件に対してそれはおかしいと声を上げることができる環境も大切だと思いました。そして何よりも、頑張っているのが当然のような日本の社会の認識を改善していくことができれば、誰もがもっと働きやすい環境に変わっていくと感じました。

・過労死というのは、亡くなってしまった当事者だけでなく親族や周りの方々にも大きな悲しみを与えるものだと感じました。この労働時間や環境はおかしい、と気づくことができる知識があるかどうかがとても重要であると感じました。生きることが嫌になってしまったというわけではなく、生きることが大好きで将来にもたくさんの希望があったのに亡くなってしまったというのは本当に衝撃的でした。仕事内容を気軽に相談できる人や危険な行動を止めてくれる人が職場に居るかどうかとても重要であると思いました。

「過労死」を身近なものとして、自分事として捉えている様子がよく伝わってきます。この悲しみを二度と起こさない社会にしていくために必要なこと、その当事者としてできることを考え続けていく重要な機会になりました。

（新潟県立大学人間生活学部 小澤 薫）



# 建設アスベスト訴訟で国が責任を認め 建設アスベスト給付金法が成立

2021年5月17日に最高裁は「国が労働者衛生法に基づく規制権限を適切に行使しなかったことで、建設業務に従事する労働者等に石綿による健康被害を生じさせた」という、国の責任を認めた判決をだしました。

この判決を受けて、被害者の迅速な補償を図るために、6月16日に「給付金等」の支給を定めた法律が成立しました。（施行は6月16日から1年以内とされています）

この法律の特徴は、労働基準法上の労働者だけでなく、中小企業主や一人親方、家族従事者なども対象にしたこと。死亡した人の遺族にも請求権を認めるなど良い点もありますが、石綿

肺管理区分2以上であることが必要（かなり重症が条件）、喫煙歴があると減額されること、審査会での認定が必要だが、その基準が労災認定基準並みで労災未認定の方にはハードルが高そうなことなど、問題も多々ありそうです。

今後、ゼネコンなど企業の責任を追及して賠償させることや、幅広い被災者の掘り起こしと救済が課題になってきます。

新潟いのけんセンターとしては、トンネルじん肺に取り組んできた建交労とも連携し、広報活動や学習会の実施など、啓蒙や患者掘り起こしの活動をしていきます。

## 秋葉区で食料支援×生活支援プロジェクト



秋葉区では、新日本婦人の会、阿賀労連、健康友の会などが実行委員会をつくり、コロナ禍に対応し、要望に寄り添って「食料・生活支援活動」を行っています。

8月29日、3回目の「秋葉区コロナ禍生活支援」が行われました。今回の会場は金津コミュニティセンターでした。徹底的に密を避け、開場前から並ぶ人を10人づつくらいに分けて案内しました。最寄り駅からの送迎も行い、子供を含め100人以上が来場しました。トイレトペーパーなどは不足し、スタッフが買い足しに走りまわりました。

アンケートには、「介護保険や国保料が負担」など生活の困窮を訴える内容もありました。コロナ禍の終息はまだまだ見えません。地域には見えない困窮が広がっています。支援を必要としている人はますます増えていると思われます。

（秋葉区食料生活支援プロジェクトニュース3より転載させていただきました。）

### プレスリリース

【新潟労働局】●長時間労働が疑われる事業場に対する令和2年度の監督指導結果を公表します（2021.8.23）

[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/tingin\\_kanairoudou/newpage\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/tingin_kanairoudou/newpage_00001.html)

新潟県労働局は、令和2年度の長時間労働が疑われる事業場に対して実施した監督指導の結果を公表しました。

ポイント (1) 監督指導の実施事業場 473事業場 (2) 主な違反内容 ①違法な長時間労働 174事業場 (36.8%) 月80時間越 71箇所、(100時間越えは37事業場) ②賃金不払い 31事業場 ③過重労働による健康障害防止措置が未実施なもの63事業場など、

コロナ禍にあっても、長時間労働は続いています。